

平成17年度P R T R環境モニタリング調査結果について

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（略称：化管法）に基づいて届出が行われた事業所について、周辺での第一種指定化学物質の環境実態（大気）を把握する。

2 調査地域

狭山工業団地周辺及び久喜菖蒲工業団地周辺

3 調査期間

	狭山工業団地周辺	久喜菖蒲工業団地周辺
第1回	平成17年6月14日(火)～17日(金)	平成17年6月 6日(火)～9日(金)
第2回	平成17年9月12日(火)～15日(金)	平成17年8月29日(火)～9月1日(金)
第3回	平成17年11月14日(月)～17日(木)	平成17年11月15日(火)～18日(金)
第4回	平成18年 2月14日(火)～17日(金)	平成18年 2月7日(火)～10日(金)

4 調査内容

(1) 調査地点

工業団地を囲む4地点A～D及び工業団地の影響を受けにくいと推定される1地点Eとした。（A：東地点 B：南地点 C：西地点 D：北地点）

(2) 調査項目

第一種指定化学物質のうち、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、スチレン（狭山工業団地周辺）、ベンゼン、四塩化炭素及び1,3-ブタジエンについて分析を実施した。

(3) 採取方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（平成9年2月環境庁大気保全局大気規制課）」に準拠し、キャニスターを用いた72時間（3日間）連続採取方法とした。

5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター



<キャニスター設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

(1) 狭山工業団地周辺

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調査位置	A	B	C	D	E	環境基準(※)
調査地点名	狭山市 柏原	狭山市 広瀬台	狭山市 広瀬台	狭山市 柏原	狭山市 柏原	
調査対象物質						—
トルエン	32	37	34	42	28	—
エチルベンゼン	4.7	4.4	3.2	5.7	3.5	—
m, p-キシレン	4.4	4.3	3.2	5.0	3.3	—
o-キシレン	1.5	1.5	1.1	1.6	1.2	—
ジクロロメタン	3.7	5.2	5.0	3.4	4.4	150以下
トリクロロエチレン	20	8.7	3.8	2.1	3.8	200以下
テトラクロロエチレン	0.43	0.45	0.40	0.41	0.38	200以下
ベンゼン	1.5	1.6	1.5	1.5	1.7	3.0以下
四塩化炭素	0.61	0.62	0.62	0.63	0.61	—
1,3-ブタジエン	0.17	0.20	0.19	0.16	0.19	—

(2) 久喜菖蒲工業団地周辺

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調査位置	A	B	C	D	E	環境基準(※)
調査地点名	久喜市 下早見	久喜市 除堀	菖蒲町 三箇	菖蒲町 台	久喜市 六万部	
調査対象物質						
トルエン	33	43	238	44	24	—
エチルベンゼン	4.3	5.1	9.0	12	2.9	—
m, p-キシレン	4.2	4.7	9.1	10	2.9	—
o-キシレン	1.4	1.5	3.0	3.1	1.0	—
ジクロロメタン	4.2	4.0	21	6.8	4.4	150以下
トリクロロエチレン	3.8	3.8	2.9	3.6	2.2	200以下
テトラクロロエチレン	0.35	0.59	0.40	0.41	0.26	200以下
スチレン	0.48	0.55	0.44	0.46	0.35	—
ベンゼン	1.9	1.8	2.0	1.8	1.6	3.0以下
四塩化炭素	0.60	0.61	0.60	0.62	0.58	—
1,3-ブタジエン	0.22	0.21	0.19	0.21	0.20	—

※環境基準

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたものです。

「—」の項目については環境基準が定められていません。

<問い合わせ先>

環境部青空再生課有害化学物質担当 直通 048-830-2986 mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp